

議案第3号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

提案理由

本案は、各種委員、地域福祉推進員及び相談員への費用弁償について1回につき1,500円に統一するため、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、評議員会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する
規程の一部を改正する規程

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程
(平成29年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

別表中

「

各種委員、地域福祉推進員	1回につき1,500円	
相談員	1回につき2,000円	ふれあい福祉センター相談所の 相談時に適用

」

を

「

各種委員、地域福祉推進員 及び相談員	1回につき1,500円	
-----------------------	-------------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。